

仙台地方裁判所委員会(第38回)議事概要

1 開催日時

令和3年5月17日(月)午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

仙台地方裁判所第1会議室

3 出席者

(1) 委員

板橋隆三, 遠藤伸子, 小川直人, 加藤祐子, 佐藤央子, 佐藤憲康, 三瓶淳,
庄子直, 館内比佐志, 中村今日子, 宮川宏
(五十音順, 敬称略)

(2) 庶務担当者

(民事部)

第1民事部大寄部総括裁判官, 第3民事部草野裁判官,
伊藤民事首席書記官, 第2民事部清水主任書記官
(事務局)

住澤事務局長, 嶋原総務課長, 石井総務課課長補佐,
阿部総務課庶務係長兼広報係長

4 議事等

(1) 開会

(2) 委員長の選任及び委員長代理の指名

委員の互選により, 館内比佐志委員(仙台地方裁判所長)が委員長に選任された。

委員長は, 小川直人委員を委員長代理に指名した。

(3) 委員の変動報告

前回委員会の後, 内海明委員, 木村正祥委員, 志間俊雄委員, 天童睦子委員, 小川理佳委員及び大竹昭彦委員が退任し, 小沼宗一委員, 加藤祐子委員, 佐藤憲康委員, 宮川宏委員, 小川直人委員及び館内比佐志委員が選任され, 後藤裕輔委員が再任された旨を報告

(4) 前回委員会以降の裁判所における新型コロナウイルス感染拡大防止策について

嶋原総務課長が裁判手続の実施状況及び庁舎内の感染防止対策について説明した。

(5) 議題「民事訴訟のあるべき姿とIT化について」

ア 裁判所における民事訴訟のIT化の取組と運用状況についての説明等

(ア) 第1民事部大寄部総括裁判官が, 近時の民事訴訟をめぐる状況, 民事

訴訟のIT化の概要について説明した。

(イ) ウェブ会議の様子について広報用DVDを視聴した。

(ウ) 第1民事部大寄部総括裁判官が、民事訴訟のIT化についての仙台地裁の取組について説明した。

イ 意見交換の要旨

別紙のとおり

5 次回期日等

(1) 次回期日 令和3年11月5日午後1時30分

(2) テーマ 未定(追って調整する。)

(別紙)

意見交換の要旨

(◎委員長, ○委員, □説明者)

1 民事訴訟手続でのウェブ会議の利用状況について

- 1回のウェブ会議に占める時間は大体どれくらいか。
- 事案の内容やその事件の進行状況によって様々だが、15分から30分位を予定していることが多く、長くなったり短くなったりすることはある。
- 出頭者の本人確認は、関係者全員が裁判所に出向いて行うこれまでの方法とウェブ会議の場合とで違いはあるのか。
- どちらの場合も、その場に誰がいるのか、当事者、代理人以外の人はいないのかということを確認しているの、変わらない。ただし、代理人弁護士事務所のカメラや座っている位置によっては全員が映らないことも時々あることから、画面に映っていない方がいないかどうか確認はしている。
- ウェブ会議の場合、通信回線の容量によっては、声が聴き取りづらい場合がある。私も多くの会議に出るが、そのような場合、非常に疲れる。機器の容量などは統一して、声が聴き取りづらくなるようなことは避けなければならない。また、中抜けした人が最初から最後までいたことにならないよう、確認が必要である。ウェブ会議は非常に良い方法だと思うので、積極的に進めていただきたいと思う。
- 現時点では、原則として代理人弁護士が就いている事件についてウェブ会議を行う運用をしているが、将来的に代理人弁護士が就いていない当事者が利用することになった場合も、出頭確認や本人確認については、十分慎重に対応しなければならないと考えている。
- ◎ 電話会議だと本人確認が難しいが、ウェブ会議では、誰がその場にいるのかを映像で確認できるので、本人確認がより確実にされるものと考えている。
- ◎ ウェブ会議において、もし一方とつながらなくなったときは、電話会議システムでつないで即時に対応するなど、公平に進める工夫をしている。
- 労働局においても、1年位前から、労働紛争調停やあっせんをウェブ会議でできるようになった。労働者と使用者の争いで、間に弁護士に入ってもらって解決を図る制度だが、裁判と違って、調停あっせんは大体1回で終わっている。間に立っている弁護士が非常に慣れていて、リラックスするようにお声がけしていただいております、弁護士にお世話になっている部分は大きいと思う。確かに、ウェブ会議をやってみると、労働者の表情を見たり、弁護士に話しやすい雰囲気を作ったりするのはやはり対面の方がいいと思う。ウェブ会議だと、間に立つ弁護士が労働者の本音の部分を感じ取れないことがあると少し感じる。しかし、良い点の方が圧倒的に多くて、使用者の本社が遠方のこともあり、また、労働者も会社を解雇されて仙台を離れて

いて、経済的に困窮しているということも多いので、ウェブ会議でできると、調停あっせんに参加できる労使も多くなっている。慣れてきて経験を積んでいけば良くなると感じた。

- 民事訴訟手続でウェブ会議を使わないケースというのは、どういうケースがあるのか。
- 現時点では、ウェブ会議の円滑な導入という観点から、原則として双方に代理人が就いている事件に限って利用している。代理人が就いている事案について争点整理をするに当たって、ウェブ会議に対応されているかどうかを裁判所から双方代理人に確認した上で行っている。まだ対応していないということであれば、これまでの裁判所に出向いてもらう方法や電話会議の方法になる。また、込み入った事案などで、直接裁判官と話した方がいいこともあり、そういう場合に希望をいただいて、従来の方法で行うこともある。
- ◎ 膝を突き合わせてじっくり話を聴くことは、特に和解の場合大事であるし、ウェブ会議を使った事件の中でも、今回は裁判所に出向いて実施する場合もある。今後は、適切に使い分けることも考えていかなければならない。
- 例えば、一方当事者はウェブ会議であれば日程調整でき、もう一方は裁判所に行くという場合について、裁判所では現在はどういう判断になるのか。
- 一方がウェブ会議で、もう一方が出頭することは、数はあまり多くないが、事案によってはある。特に、和解による話合いの時などには、そのような状況になることもある。その場合には、他方の当事者にそのような要望があることを伝えて、了承していただける事案に限って行うことになる。

2 民事訴訟の審理期間について

- ◎ 民事訴訟の審理期間の平均が9.5か月ということであるが、内容に争いがあった証人や本人の尋問という手続を踏む事件だと、20か月を超えてしまうのが現状であり、主に時間を要するのが争点整理である。
- 私は弁護士をしている。訴え提起から最初の期日の指定までは、裁判所と代理人との調整で決まると思うが、その期間が伸びているのではないかと気になっている。1回目の弁論期日から証拠調べ開始までについては、和解の話で時間がかかっていることもあると思う。
- 私は裁判官をしているが、裁判に関わりを持たれた方は、裁判の時間が長いのではないかと思われると思う。だからこそIT化により、時間をできるだけ短縮して、質のいいサービスを提供することが目標となっている。従前、裁判の期間が長い理由としては、事件が難しいことに加え、アクセスが悪いことがある。次回期日を決める際に代理人が差し支える日が多いため、結局1か月半から2か月先になることもあった。しかし、ITを使うことによって、裁判所に来ていただかなくても、事務所ある

いは自宅で手続に参加することができるため、日程の調整も、よりやり易くなると思われる。さらに、期日を入れなくてウェブ上のチャットなどで主張等のやり取りをすることも検討がされている。事案によっては、第1回期日を開くまでに争点整理を終わらせるという方法も可能ではないかと考えている。仙台の裁判所は、IT化に伴って色々な方法を先進的に取り組もうとしている状況であると思う。

- ◎ 期日のために裁判所に出向くとなると時間がかかることがあるが、ウェブ会議だと裁判所に行かなくて済む。そういった利便性がIT化によって図られていくと思われる。
- 私は弁護士だが、依頼者が和解や調停に同行して、次回期日が1か月先になるということが分かると、そんなに先では困ると言われることもある。書面を用意したり証拠を用意したりということになると、1か月はあつという間だと思うが、依頼者にとっては、真実の一つであり、既に弁護士にも説明しているのに、なぜ書面の準備等に時間がかかるのだろうかと感じるようである。
- ◎ 一般の人々は、もし裁判にかなりの時間がかかることが分かっていたら、裁判をしようと思わないかもしれない。ある資料によると、法人が原告として訴えた場合についてのアンケート結果で、裁判の期間が合理的期間を超えて長かったという意見は少なかったそうである。法人の場合、裁判についての予測がある程度できていて、過去の例から結構時間がかかるというのは分かっているようである。その上で、他の紛争解決手段を選択したり、解決を諦めたりと、事前にスクリーニングがされていて、時間かかってやむを得ない事件しか申し立てていないのではないかと、いう分析結果もあるようである。

3 本人訴訟とIT化について

- 民事訴訟全体の中で、代理人弁護士が就かない、いわゆる本人訴訟はどれくらいの割合なのか。代理人同士だと比較的スムーズにウェブ会議を進められると思うが、本人訴訟となると、なかなか環境が整っていない。本人訴訟の割合が大きければ、IT化において非常に大きなネックになる。
- 私は裁判官をしているが、民事訴訟と言っても、様々な分野がある。また、弁護士が全国的に増えたが、地域によっては弁護士が少ないこともある。本人訴訟の割合は、分野や地域によるところであり、正確なデータはないが、1割、2割という感覚である。
- 争点整理が行われる事件を見ると、基本的には弁護士が代理人に就くことが多いが、大まかには1割程度、本人でされる例がある。
- IT化すると、本人訴訟でその本人がITに不慣れな場合は不利になるのではないかという危惧については、もっともな御意見である。裁判所としても、裁判を受ける権利は国民の基本的な人権であり、アクセスが悪い方が裁判を受けられないとい

うことはあってはならないと考えている。ITリテラシーが十分でないが本人訴訟でやりたいという方に対して、例えば弁護士会や司法書士会を通じて御協力をいただくシステムなど、色々なことを考えて解決していかなければならない。

◎ 支部の方が本人訴訟の割合が多いというのが感覚的にはある。

4 海外の裁判手続のIT化の状況について

○ 日本は民事訴訟のIT化が遅れていると聞いているが、海外では、IT化によって提訴から判決までの時間が短くなっているのか。

◎ 争点整理部分に時間がかかるという点は、どれくらいの時間かは別にして、諸外国も同様である。

○ 日本が遅れているのはそのとおりだと思うが、セキュリティの問題や国によっての色々な事情があると思う。審理期間については、IT というツールによって、さらに効果を得られるのではないかと期待している。

5 今後のIT化について

○ 究極的には全部ITでやっていくことになるのか。訴えの提起から判決まで全部ITでできるということになるのか。

○ 私は裁判官をしている。現在行っているのがフェーズ 1 である。民事訴訟法やその他の規則等を整備して手続が変わると、今までウェブでできなかったことがウェブでできるようになり、それがフェーズ 2 である。これは目前のところまでできていると言われている。そして、フェーズ 3 では、法改正により、書面は全てインターネットを通じて提出し、事件の管理そのものもインターネットですということを最終的に想定している。

□ 法改正については法務省の法制審議会で議論されている途中であり、IT化後の最終的な民事訴訟の在り方は、その議論を待つということになる。私なりに考えると、事案によってはすべてウェブで完結することを可能にすることが議論されていると思うが、それは可能にするということであって、必要があれば出頭させることもできるということと理解している。また、訴え提起の段階で、訴状をインターネットで提起するということとどこまで義務付けるかについても、まさにITリテラシーの問題として、法制審議会で議論があるところである。

○ 私は民事裁判を取材することもあり、そのために法廷にも行く。しかし、全部ITになると、取材はどうなるのかと思う。こういう裁判が行われているということが、当事者にしか分からなくて、それが社会的に関心と呼ぶようなときに、当事者以外が知る術があるのかということが素朴な疑問としてある。

○ 私は弁護士をしているが、世間の注目が高い事件は、第1回期日は公開の法廷で行うことにして、意見陳述の機会を与えていただくことなどを代理人として考える。

これからどのような法改正がされるかは分からないが、全てをウェブで完結させるのは、例えば個人間の争いであればあまり問題はないと思う。依頼者から、「次回期日は1か月後ですか。」と言われることもあり、早く期日を入れたくてもなかなか入らないこともあるが、依頼者のことを考えると、IT化は望ましい方法だと思う。ただし、社会的に関心の高い案件では工夫が必要だと思う。

- 訴訟記録がすべて電子化となると、もし大震災があった場合に、データの保存先のサーバーの安全性の確保など、今準備されていることはあるか。
- 訴訟記録の電子化の点については、システムの問題で、まさに最高裁や法務省で議論されているところであり、私どもが把握しているところではないが、個人情報保護や大災害時のリスクへの対応については、当然検討がされているものと承知している。
- ◎ 今後も皆様の貴重な御意見を参考にして進めていきたいと考える。